

## 平成27年度第1回福島県防災会議原子力防災部会議事録

- 1 日 時 平成27年11月6日(金) 10時00分～11時30分
- 2 場 所 福島県庁西庁舎12階 講堂
- 3 出席委員 28名

### ○司会

ただいまより、防災部会を開催いたします。

部会長の鈴木副知事が所要により欠席しておりますので、規定により事前に代理者として指名を受けております樵危機管理部長よりご挨拶します。

### ○樵危機管理部長

おはようございます。本日はお忙しい中、原子力防災部会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また皆様には、東日本大震災および原子力災害からの本県の復旧復興にご尽力、ご協力をいただいていることに関しまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、東日本大震災から、4年と7か月が経過いたしましたけれども、未だに10万7千人を超える県民が県内外に避難を余儀なくされております。また、東京電力福島第一原子力発電所におきましては、3号機使用済み燃料プールからの大物瓦礫の撤去、サブドレンの運用開始、海側遮水壁の設置完了など、廃炉に向けた取組が着実に進められておりますが、一方で、作業員の方が亡くなる事故や、汚染された汚水の港湾外の流出など、県民に不安を抱かせる事案が依然として発生しております。廃炉に向けた取組が、安全かつ着実に進められることが、復興や住民の帰還への大前提であり、国及び東京電力に対しましては安全を最優先に、世界の英知を結集し総力を挙げて取り組むよう、強く求めるとともに、専門家や市町村、県で結成する廃炉安全監視協議会の立ち入り調査等により、その取り組みを引き続きしっかりと監視してまいります。これらに取り組む一方、新たな原子力災害の発生に対する備えとして、昨年度には防護措置を重点的に実施する区域であり、13市町村を対象に、福島県原子力災害広域避難計画を作成し、13市町村ごとに避難先となる市町村を定め、避難先施設を選定するとともに、避難ルートの複数化、スクリーニング場候補地等について、お示しをしたところであります。さらに計画の内容を踏まえて、国、県、市町村及び防災関係機関の防災体制の確立と、職員の対応力の向上、また住民に対し、原子力災害時取るべき行動の周知を目的として、昨年11月に、関係機関のご協力の元、川内村の住民を対象に、東日本大震災後初となる、原子力災害時の住民避難訓練を実施したところであります。本日は、今年4月に改正されました、国の原子力災害対策指針を踏まえた、東京電力福島第一及び第二原子力発電所にかかる防護措置について、地域防災計画原子力災害対策編の見直しについて、ご審議をお願いいたします。

終わりに、本県の原子力防災対策のさらなる充実を図るため、皆様には率直なご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はよろしくお願

申し上げます。

#### ○司会

次に、本部会の出席状況ですが、配布してございます名簿のとおり、32名中28名の出席となっております。なお、オブザーバーとして、原子力規制庁福島第一原子力規制事務所 岳川原子力防災専門官、原子力規制庁 福島第二原子力規制事務所 末永原子力防災専門官の2名が出席されておりますので、ご報告いたします。また、本日の配布資料は、次第の下側に記載しておりますので、不足等がございましたら、事務局までお知らせをお願いしたいと思います。

それでは、議事に移ります。部会長代理として、樵福島県危機管理部長が、議長を務めることとなりますので、よろしくお願いいたします。

#### ○樵部長（以下「議長」）

それではさっそく、議事に入ります。福島県地域防災計画原子力災害対策編の見直しについて、事務局より説明をお願いします。

#### ○事務局

県の原子力安全対策課長の菅野でございます。私の方から説明を進めていきたいと思っております。説明の前に、先ほど資料の説明がございまして、次第に書いてある通りということですが、念のため確認のためにご説明します。まず資料1、こちらが地域防災計画原子力災害対策編の見直しの進め方ということで、私の方からこれについてご説明を申し上げます。それから資料の2、こちらが今日の本題になりますが、地域防災計画の見直しの概要ということで、見直しの内容について、ポイントをまとめておりますので、後程詳細をご説明申し上げます。それから資料の3、A4横の資料でございます。表が3つに分かれておまして、現在の地域防災計画が一番左側、真ん中が今回見直しをする素案の内容、右側が見直しの内容となっております。詳細のご説明は申し上げませんが、参考までにご覧いただければと思っております。それから資料の4、こちらが地域防災計画の素案ということで、見直し内容を反映したものを、一つの計画として、まとめさせていただきました。後程私の説明の中でも、この資料も若干使いながら説明いたしますので、よろしくお願いいたします。それから資料の5、これが現在の地域防災計画の原子力災害対策編、今日見直しをする前のものがございますので、参考までにお付けしております。それから資料の6については、後程ご報告事項ということでご説明申し上げます。それから最後に参考資料ということで、A4裏表に避難指示区域の概念図であるとか、原子力災害対策を実際に実施する区域ということで、原子力発電所からの5キロ圏、それから30キロ圏について、イメージしやすいようにこういった資料もご用意いたしましたので、ご参考にしていただければと思っております。

それでは、内容についてご説明を申し上げます。

まず、資料の1の方をご覧ください。まず計画の見直しの進め方についてでございます。これまで、何度かに分けまして、計画の見直しを震災以降進めて参りました。原子力災害対策につきましても、国の原子力災害対策指針、これ以降、指針と省略させていただきますが、そちらの改正等を踏まえながら、これまでに大きな見直しを3回してご

ございます。

まず、ステップ1ということで、平成24年11月、震災、それから原子力災害の経験を踏まえた、初動対応の課題を中心とした見直しをしております。それからステップ2として、平成25年3月に、24年10月に国の先ほど申し上げた指針が策定されましたので、それを踏まえた県の計画の見直しを、25年3月に行っております。それからステップ3としまして、26年2月に、こちらも国の指針の改正が行われておりますので、それを踏まえた見直しを行っております。また昨年度、時点修正ということで、県、関係機関の組織改編に伴う修正を一部行っております。

それぞれの見直しの具体的な中身でございますが、ステップ1につきましては、まず一つは、重点区域の拡大ということで、事故以前の6町という重点区域から、暫定的に13市町村全域に拡大をいたしました。また、このステップ1では、通報連絡の強化ということで、従来の防災行政無線に加えまして、緊急時連絡網システム、衛星携帯電話、こういったものを整備することにしております。それから、ステップ1の3つ目でございますが、県の災害対策本部体制の強化ということで、災害時の対応強化として、原子力班を新たに設置することにいたしました。次にステップ2の見直しでございますが、こちらについては即時避難区域等の設定ということで、これは、概ね5キロ圏内、いわゆるPAZと呼ばれている区域でございます。これは原子力施設において異常事態が発生した場合に、放射性物質が放出される以前の段階から、避難等の予防的な措置を準備、実施する区域ということで、設定する区域でございますが、このPAZについても設定するというのをこの計画の中で位置付けております。

それから、ステップ2の2番目、緊急時活動レベル、EALと呼ばれているものですが、こちらに応じた、防護対策措置の実施を計画の中に位置づけております。これは、原子力施設における、事故、トラブルの状態等に応じて、大きく3区分に分けて、防護措置を実施することにしたものでございます。3区分というのは、ここに書いてございますが、警戒事態、その事態の重要度が増すにしたがって、施設敷地緊急事態、重大なトラブルの場合は全面緊急事態、この3つに分けて、それぞれ防護措置を定めることにしたものでございます。それから、3つ目が放射線の実測値による防護対策基準の設定、OILというものでございます。まずは、原子力施設の状態に応じて予防的な措置を講ずることになりますが、その後、実際に放射性物質が放出された後は、実測によるモニタリング結果に応じて、防護対策を設定するOILの設定について、この計画の中に盛り込んだものでございます。

それからステップ3でございます。こちらについては、緊急時のモニタリング体制の強化、それからモニタリングの測定対象区域、こちらは、事故以前は10キロ圏内ということにしておりましたが、これを全県に拡大したこと、またモニタリングの実施体制の充実ということ、こういったことについて国の指針の改定を踏まえて、県の計画を改定したという状況でございます。これらの見直しを踏まえまして、原子力災害に対する重点区域であります市町村、それから防災関係機関等に対しまして、先ほど申し上げた緊急時連絡網システムをはじめ、衛星携帯電話等の通信連絡体制の整備を行いました。

また防災業務従事者用の防護資材としてのサーベイメータであるとか、線量計、防護服、こういったものの整備も進めております。引き続き体制整備を進めて参りたいと思っております。

次に本日ご審議いただく、ステップ4の進め方でございます。こちら資料1の下のところに書いてございますが、今回は今年の4月に国の指針が改正され、福島第一原子力発電所に対する防護措置が、国の指針の中で具体的に示されましたので、それを踏まえて見直しを行う内容になっております。見直しのスケジュールでございますが、本日この原子力防災部会で、計画の素案をお示いたしますので、それをご審議いただき、ご意見をいただいて、必要な修正案を作成いたします。今日の部会を踏まえた修正案について、パブリックコメントを11月の上旬から約1か月行い、同時に関係機関、関係市町村にも、意見照会をいたしまして、さまざまな意見をいただいて、計画案に反映して参りたいと思っております。そして、集約された計画案について、来年の1月以降、県防災会議の幹事会等を予定しておりますので、防災会議の幹事会、それからその後の本会議を経て、最終的に決定していきたいと考えてございます。

具体的な見直しの内容については、資料2の方をご覧くださいと思います。それでは本日ご審議いただきます、地域防災計画原子力災害対策編の見直しの内容でございます。経緯につきましては、説明は省略させていただきますが、2の大きな2番、見直しのポイントに記載しております、まず指針を踏まえた見直しでございます。こちらに(1)、(2)とございますが、まず(1)の東京電力福島第一原子力発電所に係る原子力災害対策、こちらからご説明申し上げます。これまで、国の指針におきましては、事故を起こした福島第一原子力発電所につきましては、国が全国一律で策定した指針をそのまま適用することはできないとされておりました。その後、今年の4月の指針の改正におきまして、初めて第一原発に対する防護措置の考え方が示されましたので、それを踏まえて、本県の地域防災計画を見直すということでございます。まず①番の原子力災害対策重点区域につきましては、本県ではこれまで事故の影響を考慮して、暫定的に13の市町村の全域を重点区域としておりました。今回の国の指針の改定により、重点区域の範囲につきましては、ほかの通常の発電所と同様に、発電所から30キロ圏内を目安としたうえで、具体的な区域については、関係地方公共団体が地理的、社会的状況を考慮して、地域防災計画に定めることとされました。そのことから、本県においては、事故の影響を考慮し、暫定的な取り扱いとしておりました13市町村の全域を国の指針に基づく重点区域として、改めて設定するものでございます。

続いて、②番、講ずべき防護措置についてでございます。第一原発の周辺は、現在避難指示が継続されている地域でございます。この避難指示区域につきましては、屋内退避という防護措置が、適切に継続できる状況にないことを考慮いたしまして、避難指示区域と避難指示区域でない区域、この2つに区分した上で、防護措置を実施することにいたしました。内容については、後程ご説明申し上げます。

続いて、(2)番、避難指示区域における、福島第二原子力発電所に係る防護措置についてでございます。国の指針におきましては、第二原発は、原子炉および燃料の状態

から、ほかの実用発電用の原子炉施設と同様の扱いとされてございます。そのため、発電所から概ね5キロ圏内を範囲といたしますPAZと、そのPAZを除く重点区域の範囲でありますUPZ、この2つに区分した上で、防護措置を実施することとされております。しかしながら、本県におきましては、第二原発の原子力災害対策重点区域につきましても、近接しております第一原発の事故の影響を考慮して、重点区域は、第一原発と同じ13市町村全域としております。重点区域内に避難指示区域が設定されている現状は、第一原発、第二原発とも同じでございますので、第二原発につきましても、避難指示区域における防護措置については、第一原発と同様に実施することを、今回の計画の中で位置づけたいということでございます。この辺の関係は表の方でご説明申し上げます。ここまで説明しました部分について、計画そのものにどのように記載しているか、資料の4をご覧くださいと思います。資料4の3ページ、一番上の行から、大きな5としまして、原子力災害対策重点区域の範囲とあります。ここでは第一原発、それから第二原発にかかる重点区域の範囲、それからPAZの設定について記載しております。先程ご説明した通り、第一原発、第二原発について暫定としておりました重点区域の範囲を、改めて13市町村全域として設定するという記述にしております。なお、第二原発につきましても、発電所から概ね5キロ圏内を目安といたしまして、地域の実状に応じて、PAZを設定することにしてございます。続いて、この3ページの下の方でございますが、大きな6番、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の区分等に応じた防護措置でございます。(1)に第一原発にかかる防護措置について記載がございまして、4ページにア、イと書かれてございますが、まずアが避難指示区域にかかる防護措置、そしてイが避難指示区域でない区域にかかる防護措置、この2つに区分した上で、それぞれの防護措置の内容を記載する形にしております。具体的には、避難指示区域では警戒事態が発生した場合、例えば震度6弱以上の地震であるとか、大津波警報であるとか、そういった原発で事故等が発生する前の段階、異常事態が発生する恐れがある段階、これを警戒事態と申していますが、警戒事態が発生した場合に、まずは一時立ち入りを中止すること、そしてもう一つ、避難指示区域に一時立ち入りしている住民等の退去の準備をすることが、この警戒事態とする防護措置としております。それからその次の段階、施設敷地緊急事態、こちらは、例えば、燃料プールの水位が低下するなど、放射線による影響の可能性がある事故が発生した段階に至りました場合は、一時立ち入りしている住民等については、退去を開始するという防護措置をとることにいたしました。また、避難指示区域でない区域、イの方でございますが、こちらについては、施設敷地緊急事態に至った時点で、まず屋内退避の準備をしていただく、こちらは避難指示区域ではない区域ですので、住民が居住していることが前提でございます。そういった住民の方々には、屋内退避の準備をしていただくということ。そしてさらに、事態が深刻になった場合を全面緊急事態としております。その全面緊急事態に至った場合には、屋内退避を開始していただくこと。こういったことを防護措置として定めることにしております。

続きまして(2)、こちらは第二原発にかかる防護措置でございます。第二原発につきましても、ア、イ、ウと3つに分けてございまして、PAZ、UPZそれから避難指

示区域、この3つに区分して防護措置を記載しております。このうち、避難指示区域につきましては、第二原発の場合は、重点区域内に避難指示区域が設定されている現状が、第一原発とまったく同じでございますので、第二原発につきましても、避難指示区域における防護措置については第一原発と同じ防護措置を実施するというをここに記載しているということでございます。只今ご説明申し上げました、第一原発、第二原発にかかる防護措置につきましては、5ページの表の2、こちらにまとめておりますので、ご覧いただきたいと思っております。この5ページの表は資料2の方にも同じ表がございますので、資料2の方に戻っていただきたいと思っております。資料4の方にありました表については、この資料2の裏のページに書いてございますので、ご覧いただければと思っております。それでは、資料2に戻りまして、また引き続き、説明を続けさせていただきます。それでは資料2の裏のページ、先ほど申し上げた表のところでございます。表の内容については、今ほど私が申し上げたことを表の形でまとめたものですので、こちらでご確認をいただければと思っております。

続いて(3)番でございます。地域の実状に応じた防護措置という項目を設けております。こちらについては、まず避難指示区域における防護措置につきましては、先ほど説明しました(2)のところでありました通り、第一原発と第二原発では同様にすることにしておりますが、避難指示区域が解除された地域や今後解除する地域の避難指示区域が解除された後の防護措置について、書いてございます。こちらについては、市町村の意向に配慮して実施するというので、柔軟に対応できるような規定を設けたということでございます。具体的に申し上げますと、避難指示が解除されたことによって、地域によりましては第一原発からみるとUPZになりますけれども、第二原発からみるとPAZになるという地域が出てきます。こうした場合に、1F、2Fでトラブルが起きた時の防護措置が異なる内容になることが考えられますが、やはり近接した原発での防護措置が異なるということになると混乱いたしますので、こうした解除に伴って、PAZ、UPZがそれぞれにかかるような、同じ地域に、原発ごとに異なる地域区分がされるような場合については、同じ防護措置を実施するというので、こちらの規定を設けてございます。

それから、続いて(4)番の原子力災害対策重点区域の外における防護措置についてでございます。これまで説明いたしましたのは、13市町村全域についてでございますが、その外側の区域における防護措置についても規定をしております。内容でございますけれども、事故発生時における原発等施設の状況、それから放射性物質の放出の状況、こういったことを踏まえて、必要に応じて、その重点区域の外においても屋内退避等の防護措置を実施する規定にしております。こうしたことで13市町村外の地域においても、原発事故時のさまざまな防護措置がとれるようにしたということでございます。

それから、続いて(5)番でございます。放射性物質の放出後における防護措置の実施判断ということでございますが、こちらは、放射性物質が実際に放出された後の避難、屋内退避といった防護措置の判断でございます。こちらについては、国の指針に基づきまして、緊急時のモニタリングによる結果、実測の放射性物質濃度、放射線量の結果に

よって実施するということが計画のなかに明記したということでございます。以上、ご説明申し上げましたのが国の指針の改正を踏まえた、県の計画の見直しの内容についてのご説明となります。

なお、只今説明いたしました内容のほか、昨年度策定いたしました、県の広域避難計画との整合による文言の整理、項目の整理等も行っています。また、そのほか、これまで整理しきれてなかった、文言整理であるとか、項目が重複しているものなど、様々ございましたので、そういったものについても、整理をさせていただいております。内容については、大変多岐にわたるので、ここでの説明は申し上げませんが、そういった整理をしたうえで、今回の素案を作成しておりますことを、ご了承いただければと思っております。説明については以上でございます。

#### ○議長

それでは、事務局より説明がありましたけれども、皆さんからご意見等ありますでしょうか。

#### ○市長会

市長会でございます。お世話になっております。只今説明ありました4ページの部分ですが、5ページの表を見ますと、2Fについては、PAZについて警戒事態、EAL1の場合は要援護者等の準備、あるいはEAL2の場合は要援護者等の避難実施とされているのですが、4ページのほう、2Fにおける緊急事態区分、防護措置においては、そのような記載がないのですが、この要援護者等の準備等については、どこに記載があるのでしょうか。

#### ○事務局

お答えいたします。今、要援護者についての記載について、この5ページの表の方に突然出てきて、前のページに説明がないということで説明が不足しているということでございます。実はこの後ろの方に、要援護者の対応については、詳細の項目が書かれておりまして、それを踏まえて、この表を作っておりますけれども、本来、この4ページにもそういった記載があるべきでございますので、これについては記載を検討させていただきます。申し訳ありません。

#### ○議長

他に何かございましょうか。

#### ○浪江町

浪江町でございます。質問を3つと要望1ついたします。1つは、さっきの防護措置のところですが、今、浪江町では、避難指示が解除されたときの地域防災計画を作っていて、EAL3になったときは、その屋内退避の記載だけではなく順次避難するというふうに明記したいと思っています。なるべく国の指針に沿って、防護措置をしてくださいというふうに伝える努力はしますが、やはり原発事故を経験している住民の方々からすると、避難したいという思いはあるんですね。現実的に言うとEAL3になるというのは、今の第一原発、第二原発は可能性は本当に低いと思いますが、ただ、なった

ときには、よっぽど重大だろうと逆に思うんですね。そういう中で、そのときは順次避難というように明記したいのですが、資料の（3）では、避難指示解除後においては、地域のその市町村の意向に応じて配慮して実施するとありますので、そこで読めるのかなと思いますが、なおそうなった場合には、広域避難が発生して、ほかの市町村さんに避難を依頼するということにもなりますので、それらを踏まえて、そういう理解、その市町村の意向に配慮して実施するという中で読み込んで、そういう計画を作っていくというのが1点ですね。

もう一つは、スクリーニングのところで、見直しの内容を見たときに、避難退避時検査とありますけど、一般的にスクリーニングって言葉で定着していますので、計画では退避時検査でいいのですが、説明するときとか、パンフレット作るときとかは、スクリーニングと書いていいかということ。

もう1つの質問は、SPEEDIの活用のところで、これは説明にはなかったのですが、SPEEDIについて国では、基本的には使用しないとしています。国の去年出した運用だと、仮に緊急時において一部人員を配置する予定であると、ちょっと活用するとあるんですね。そうなった場合、その連絡体制というのは、ここにある通り活用しますよというような連絡はあるのかというところが、3つ目の質問です。

要望としては、緊急通信手段の確保のところで、衛星携帯電話の整備、ご尽力されて本当にありがたいと思っていますが、緊急時の無線機の導入というのは引き続き要望しておきます。以上質問3つでございます。

#### ○事務局

3つご質問いただきまして、要望については、今後も通信手段の多重化については、引き続き充実させていきたいと考えておりますので、ご要望内容に応じて、こちらでも様々対応していきたいと考えております。

まず質問の1つ目でございます。防護措置について、EAL3の場合、国の指針に基づくもの以外の対応について、町独自に計画に定めることについてはどうか、というお話でございます。今回、素案としてお示ししましたこの計画そのものもそうですけれども、国の指針の通りではございませんで、それよりも少し踏み出したような、やはり地域の実状と社会的な要因であるとか、そういったものを踏まえ、それから市町村の皆様方のご意見、こういったものを踏まえて、計画を作っていく考えでございますので、今お話のあった、個別の案件でございますけれども、それにつきましても十分お話、説明をお聞きして、国との調整が必要であれば調整を行いながら、出来るだけ地域の要望、実状を踏まえた計画に出来るように、検討し配慮していきたいということでございます。お話の通り、（3）の地域の実状に応じた防護措置という項目を設けた意味も、そういったところがございますので、ご理解をいただければと思います。

それから、スクリーニングの言葉の問題でございますが、これはやはり我々も原発関係で、いろいろ申し上げるときにも、皆様方にわかりやすく説明する、そういった言葉の使い方についても、理解しやすいように配慮するというのを常々申し上げていることとでございますし、指針であるとか正規の文書上の表現があつて、カッコ書きでスクリ

ーニングと書くなど、そこは柔軟に対応できると思いますし、住民に向けた直接的な文書の中では、より分かりやすい表現をするということは特段問題はないと考えております。

それから3番目のSPEED Iの活用でございますが、緊急時に一部人員を配置できるような措置が講じられているのではないかとということでございます。現時点で、どれだけの措置が緊急時に講じられるのか、最終的な確認ができていないので、はっきり申し上げられませんが、少なくとも国では、このSPEED Iについては、緊急時に避難等の防護措置を検討する際は、活用はしない位置づけになってございまして、とは言いながらも予測的な手法の活用については、自治体からの要望もございまして、例えばこういった計画を策定する段階で、SPEED Iによる予測手法を活用して、シュミレーションをすることについては、国としても自治体を支援する位置づけになっております。そういう意味で、今回の指針の改正を踏まえた素案の中では、SPEED Iについては、特段位置づけはしていないということにさせていただいております。以上でございます。

#### ○議長

SPEED Iについては、緊急時は基本的には今、県内に3,600のモニタリングポストを設置してあるわけなので、その状況と、サイト内の状況を見ながら、判断をするというのを一義的にすると。緊急時についてですね。今、規制庁さんの方で、計画を立てるときには、予測的な手法を使うことはご支援しますよという話ですけれども、基本的に緊急時には、そのモニタリングポストとサイト内の状況を見て、判断していくことが基本だろうと思います。それから、先ほど通信手段の多重化の話は、もうすでに終えているものを事務局から紹介していただけますか。種別だけでもいいです。衛星携帯の配備とか、あと県から衛星携帯を持った職員がリエゾンとして現地に行くとかという。項目だけでいいのです。どういうものをすでに実施したかということをご紹介してください。

#### ○事務局

はい。それでは通信体制の整備状況について、ご説明いたします。まず衛星携帯電話。こちらを、事故前は、県庁2台、原子力センター、相双地方振興局という形でありましたけれども、その後、順次、関係13市町村、あとは例えば双葉消防本部とか、他の振興局にも整備してきてございます。

そして他に緊急時連絡網の整備、これは通信の多重化を図るということで、その緊急時連絡網を整備しまして、電話、FAX、テレビ会議、こちらを先ほど申し上げました関係13市町村とか、あとは管内の消防等の関係機関に配備いたしまして、一つの通信が途絶えた中でも、他の手段により通信連絡が可能なように整備してございます。

#### ○議長

ご要望のあったように、これからも拡充していくということですが、今この段階で、そういったことでの多重化、着手しておりますので、よろしく願いいたします。はい、以上です。他に何かございますか。

## ○南相馬市

南相馬市です。確認ですけれども、資料2の後ろのところ、国の指針でEAL3になっても屋内退避、今、浪江町さんからあったように、特に避難ということは想定されないという状況になっているのですが、一方で県で進めてました広域避難計画というものは、今後どうなるのか。この(4)番に書いてある、緊急時モニタリングをした場合、それで避難が必要になれば避難させるということで、残しておくという意味合いなのか、第二原発のこのPAZですか、そこしか避難を考えていないということなのかどうか、そこまず教えていただきたいと思います。

あともう一つが、安定ヨウ素剤、こちらについても説明がなかったのですが、前と同じように緊急事態になって、県の医療班が現地対策本部に設置されれば、配布というような形になるということで。今現在、南相馬市他、備蓄している市町村あると思うのですが、その辺の取り扱いは今後どうなるのか。その2点教えていただきたいと思います。

## ○事務局

まず、全面緊急事態等のEALに応じた屋内退避、それと広域避難計画を定めたことによる避難、こちらとの関係でございますけれども、資料の2の裏の表でございますが、これは緊急事態の区分、それぞれの原発の状況、放射性物質の放出の状況に応じて、屋内退避、住民の避難を行うということ、基本的な考え方を示したものでございます。当然、実際に緊急時のモニタリングの結果によって、20マイクロシーベルト/hを超える状況になれば、一時移転ということで避難を検討し、実施することになり、その際の避難については、広域避難計画に基づいて行うこととなりますので、当然この施設等の状況に応じた防護対策、防護措置、それから実際の緊急時のモニタリングの結果によってどういう防護措置を取るか。こういった組み合わせで、実際の防護措置を取るようになります。

## ○事務局

お世話になっております。地域医療課の大橋と申します。安定ヨウ素剤についてですけれども、震災時に50キロ圏の市町村に緊急配備を行ったと。それを現在まだ継続している状態にあります。今後については、震災時の反省を踏まえて、市町村の皆さんの意見を聞きながら、検討を進めてきているところですが、今回、国の方で第一原発についての考え方を示されたという新しい動きもありますので、そういったことも踏まえて、市町村のご意向等確認しながら、また県の被ばく医療協議会と、専門の先生方の意見も伺いながら、さらに検討を詰めていきたいと考えております。以上です。

## ○議長

他にございますでしょうか。よろしいでございましょうか。それでは、ご意見、ご質問等ないようでございますので、今日いただきましたご意見等含めまして、事務局において修正案を作成して、パブリックコメント、関係機関に照会という形で進めたいと思っておりますので、そのような修正案を作成させていただきたいと思っております。修正案の作成につきましては、私、議長にご一任いただければと思います。

また、パブリックコメント、それから関係機関に照会が終わった後、いただいた意見

を踏まえまして、再度事務局において、修正及び計画への反映を行ったうえで、その結果については、皆様に書面にてご報告をしたうえで、来年予定されております、県防災会議に報告したいと思っておりますが、そういう段取りでいかがでございましょうか。よろしいですか。

#### ○会場

異議なし。

#### ○議長

ではそのように、よろしいということで、そのように進めさせていただきたいと思えます。

それでは次に、その他でございますが、27年度の原子力防災訓練の実施について、事務局から皆様に報告がございます。

#### ○事務局

それでは、今年度実施を予定しております、原子力防災訓練の内容について簡単に説明します。資料の6になります、こちらの紙をご覧くださいながらお聞き下さればと思います。昨年度、震災後初めての原子力防災訓練を川内村で行いまして、本年が震災後2回目となります。実施の時期でございますが、2番に書いてあります通り、11月26日と28日の2日間に分けて行います。26日については、こちらは行政側の方で動く訓練ということで、災害対策本部の設置、運営訓練。それから、緊急時の通信連絡訓練。それから、緊急時のモニタリング訓練。そして、広報訓練ということで、26日に実施することとしております。それから、28日。実際に住民の皆様方に避難をしていただく避難訓練。それから緊急時の被ばく医療の活動の訓練を、この28日に行う予定としております。また前のページに戻っていただいて、上の2番の(2)、訓練の実施場所でございますが、1日目は先ほど申し上げた通り、行政側の訓練でございますので、県庁、それから関係する市町村、関係機関で実施をいたします。

それから2日目の28日の方は、実際に住民に避難していただきますので、こちらはいわき市の小川地区の住民の皆様方に参加していただく訓練を考えてございます。その避難先として、柳津町、三春町に避難所を設けて移動していただく訓練を、2日目の28日に行うことで考えてございます。

主催は、福島県といわき市ということで開催いたします。それから参加する機関でございますが、こちらに国の機関、関係市町村、それから医療関係、輸送関係、自衛隊、高速道路、警察、消防、土木事務所等々、全体で約120団体の機関に参加をいただく予定でございます。参加人数の方についても、120団体から合計で約1,000人の方々に参加をいただく予定としております。

避難の、訓練の想定については、5番のところに書いてございますが、第二原発で異常な事態が生じたことを想定して訓練をするということで、詳細については内容をお読みいただければと思っております。今回の訓練のポイント、重要訓練ということで実施したいと思っておりますのが、裏側のページの6番でございまして、昨年度は実施いたしませんでしたが、今年については、(1)番、高速道路を実際に使用して、住民避難

を実施し、こういった問題点があるか等々について検証をすることを今回新たに行いたいと考えております。

また（２）番の受け入れ先の市町村における避難所、それから避難中継所の設置面、こちらも重点的に行っていきたいと。それから、先ほどご意見がありました、スクリーニングについて。ここに先ほどのご指摘のとおり、避難退域時検査場という非常にわかりにくい言葉が書かれておりますが、こういった形でカッコ書きでスクリーニング場ということで、我々もわかりやすい広報等には努めていきたいと考えております。こういったスクリーニングの設置運営の訓練も行うということ。

それから、避難が広域にわたるということで、長距離になりますので、途中における休憩、連絡ポイントこういったものも、今回設置していきたいと考えております。また、医療関係では、医療中継拠点というものを設置いたしまして、そこにおけるスクリーニングであるとか、実際に必要な医療措置を行う、そういった訓練もこの中で行っていきたいと考えています。訓練の計画の内容については以上でございます。

#### ○議長

２６日の広報訓練については、これは、いわき市さんだけでなく、１３市町村にもご協力いただいて、広報訓練はこのようにやるということ。

#### ○事務局

はい。説明がちょっと漏れましたけれども、２６日の広報訓練は、重点区域の市町村の方にご連絡申し上げて、そこから各住民の方々へは、その市町村の状況に応じて、お知らせいただけるような訓練にしたいと考えております。

#### ○議長

いわき市さんにはお世話になりますので、よろしくお願ひします。あと今日いらっしやいませんけれども、柳津、三春の方にご協力いただいて実際にそこまで住民の方に避難していただくという、高速道路を使ったりですね。それから中継拠点を作って、そこで行き先についての安否を行ったりという訓練もやるというふうに思っています。それから今もお話ありましたように、市町村においても広報の実際に、内容についても、訓練を一緒にこの時期にあわせてやらせていただけたらと思っておりますので。なお、それぞれ連絡をお出しいただきますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。それから、報告は以上でございますけれども、せっかくの機会でございますので、全体を通して皆様から何かございましたなら、お願ひしたいと思ひます。

#### ○片桐委員

原子力機構の片桐と申します。今ご説明いただいた訓練の話ですが、ご説明の中では、特に２６日の訓練内容について詳しくはお話いただけなかったのですが、重点項目はどちらかというと住民避難、しかも２８日の内容が中心になっておりますので、あまり細かいこと申し上げることはどうかと思うのですが、せっかく項目に掲げられておりますので、緊急時モニタリング訓練について、あと関連する防護訓練についてですが、緊急時モニタリングに関しては、モニタリングセンター、緊急時モニタリングセンターが設

置されるという考え方で、計画に反映されております。ただ、実際にそれがどういうふうに機能していくのか、国が特化するといっても、やっぱり県が主体的に動かなくちゃいけない部分もありますし、関係機関とどういうふうに連絡するのか、連携するのかということもありますので、現場の実働についてはあまり着目しなくてもいいと思うんですけど、実際にこういう体制がどのタイミングで、どんなふうに変化して動いていくのか、それが本当に実効的なのかどうかというのは、せつかく訓練をやられるのであれば、そういうものに着目して評価していくということも必要だと思います。

あと、当然モニタリング結果については、出来るだけリアルタイムとは言わないものの、タイムリーに住民に公表されるというものがすごく重要だと思います。実際に避難を伴わないレベルで、放射性物質が放出されて濃度が上がるような環境、若しくは、わからなくても、今どういう状況なのかということを住民にきちんと提供していく、すごく災害対応として重要なことですので、出来ればその広報訓練の中身と、緊急時モニタリング訓練としての情報提供がどうなのかと、住民の目線で必要な情報がちゃんと提供できているのかということが、この訓練で少しずつ検証されればよろしいのではないかなと思います。

訓練自体はいろんな形態があって、必ずしも一回の訓練で全てを検証できるということではありませんから、今後、継続してやっていく中で、着目していただければなと思います。内容をお聞きしていないので、もし的外れてるコメントであれば、それはそれでご了承いただければと思います。以上です。

#### ○事務局

では事務局の方から、今いただいたご意見に対してご説明します。まず26日の訓練は、災害対策本部の運営訓練という形で実施させていただきますが、その中身は先ほど地域防災計画でもありました事故の進展、EAL1～2、3、警戒事態から施設敷地緊急事態、全面緊急事態、そのように事象が進展していく、その訓練を行います。その中で、今ご意見いただいたモニタリング、これが大変重要になりますので、オフサイトセンター、国の現地対策本部にモニタリングセンターを設置しまして、実際に現地においても、職員がモニタリングを行うという訓練も実施しまして、その状況を踏まえた上で、情報通信の連絡を関係13市町村、関係機関に行いまして、住民、県民の方に広報訓練を行う。エリアメール、広報車とか、防災無線ですね。こういった訓練を行います。そういうことで考えてございます。以上です。

#### ○議長

今ご指摘のあったように、訓練のための訓練ということではなくて、県民目線に立って、そういったモニタリングと広報を連立する、それから関係機関等と連動した動きとご指摘がありましたので、今回の訓練に限らず、そういったことで受け止めさせていただいて、今後の訓練等に反映させていきたいと思っております。

他に皆様からなにかございませんでしょうか。それでは、なければ以上をもって、会議を閉じさせていただきたいと思っております。本日は誠にありがとうございました。